

令和3年第2回農業委員会総会議事録

令和3年2月12日（金）第2回総会を市役所南庁舎3階大会議室に招集した。

農業委員16人

会長	18番	逸見 力士	会長職務代理者	1番	仲田 清志
2番	小田 正廣	3番	宮本 武博		
5番	小川 広文	6番	三上 雄二	7番	倉脇 敏弥
8番	井藤 孝久	9番	藤本 彰		
11番	宮脇 繁	12番	眞壁 勲二	13番	伊達 修史
14番	藤川 雅	15番	山田 條一	16番	大原 砂利
17番	奥津 忠和				

推進委員10人

1番	谷岡 收藏	2番	眞壁 正司	3番	泉 登
4番	溝尾 美恵子	5番	三輪 金樹	6番	妹尾 良和
7番	後藤 保夫	8番	信谷 昌吾	9番	逸見 則夫
10番	奥津 賢司				

欠席委員 2人

4番	赤井 勝利	10番	神山 順一
----	-------	-----	-------

議事	議案第6号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第7号	農地法第4条の規定による許可申請について
	議案第8号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第9号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請について
	議案第10号	現況証明にかかる現況認定について
	議案第11号	相続税・贈与税・不動産取得税の徴収猶予に関する適格者証明願について
	議案第12号	農地の権利移動を認める別段の面積の設定について
報告事項		農地法施行規則第29条の届について 令和元年9月豪雨に伴う災害時の応急措置・復旧に係る農地の形状・用途の変更について 法務局照会について 完了届について 利用権設定中途解約について
協議事項		
その他		

事務局職員（書記）

事務局長

吉田 征弘

次長

竹村 陽子

主幹

高瀬 智裕

（開会時刻 午前9時30分）

高瀬主幹	只今から新見市農業委員会第2回総会を開催いたします。本日の出席は26名、欠席は4番赤井委員、10番神山委員です。では最初に逸見会長、ご挨拶をお願いします。
会 長	皆さん、改めましておはようございます。朝夕は寒さが厳しいですが日中は暖かかったり極端に寒かったりということもありますが皆さん体に十分気を付けられて職務を遂行していただきたいと思います。さて懸案の視察研修ですが農政部会が総会終了時までには開催するかしないか決定いたしますのでまたご報告したいと思っております。また1月のときも申しましたが昨年の利用状況調査を基にして今度は各農家さんへ意向調査といたしまして今作っておられる所はどうするのか中間管理機構を通して貸すのか自分で作るか利用権設定して誰かに貸すかというようなことを調べます。利用状況調査を基にした意向調査ということで大体2000筆ぐらいあるらしいです、新見市で。それについて今度はその意向調査の書類が発送されますのでそれに回答を求めますが皆さんの所に発送したのが届いたら皆さんの所に納税者の方からこういうものが来たんだけどどうすればいいかという問い合わせが来ると思っていますのでアドバイスをお願いしたいと思います。連絡事項のところでも事務局から説明がありますのでしっかり聞いていただければ本日もよろしく願いいたします。
高瀬主幹	続きまして「農業委員会憲章」の唱和を行います。今回は7番倉脇委員に先導をお願いいたします。
倉脇委員	「農業委員会憲章」の先導
高瀬主幹	ありがとうございました。それではここからの進行は会長よろしく願いいたします。
会 長	議長を務めさせていただきます。円滑な議案審議にご協力をよろしくお願い申し上げます。 それでは只今から日程1「議事録署名委員の決定」に入ります。議事録署名委員は、15番山田委員、16番大原委員をお願いいたします。 続きまして日程2「議事」に入ります。議案第5号農地法第3条の規定

による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

吉田局長

農地法第3条につきましてこのたびは申請が3件ございました。まず1番でございますが、現地確認を1月25日に行っております。場所は下熊谷、現況地目は畑1筆でございます。2人の共有名義でございます。移動の理由は売買による所有権移転で、作物は花卉、作業従事者は2名でございます。売買価格は記載のとおりでございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず第1号でございます。譲受人は、経営農地はすべて耕作されており、耕作に必要な機械を所有しております。また農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号ですが、譲受人は個人であり適用はございません。第3号につきまして、信託ではないので適用はございません。第4号、譲受人は農作業を行う必要がある日数につきまして、農作業に従事すると見込まれますので該当はございません。第5号、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第6号、許可申請にかかる農地は貸人の所有農地であり、転貸には当たらないので該当はございません。第7号ですが地元耕作者へ売買するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので該当はございません。以上この所有権移転につきましては申請書類が揃っており、取得後のすべての用地を利用すること、耕作に必要な機械を所有しており、労働力なども問題なく面積要件も満たしていること、また今までこの土地を借り受けて耕作してきた地元耕作者へ売買するものであり、地域調和も支障ないことなどから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。

谷岡委員

確認日が2月5日、赤井、眞壁委員と三人で確認をいたしております。場所が下熊谷の●●●という所ですが堤がある所です。あの堤から約150mぐらい大佐に寄ったほうの畑の中のリンドウを作っている所でございます。そこで譲渡人の名前が二人あるんですがこの下側の名前の人の土地が半分あるそうです。これは8年前に購入しているということでした。登記がまだで、議案の最後の利用権設定の解約が出てまいります、上の人の土地を返すということになったそうですが、返してもらっても非常に困るということで買ってくれないだろうかということで話がついたそうです。前に買った値段で買うようにしたということでございました。以上です。

会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんようなので、議案第6号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め、申請の通り決定といたします。続いて議案第6号2番の議案について事務局の説明をお願いします。</p>
吉田局長	<p>それでは2番でございます。確認を1月25日に行っております。場所は小阪部及び小南、現況地目は田3筆、畑8筆の計11筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は水稲及び野菜、作業従事者は2名でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず第1号から第4号及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第6号、許可申請にかかる農地は貸人の所有農地であり、転貸には当たらないので該当はございません。第7号ですが親から子へ贈与するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので該当はございません。以上この所有権移転につきましては申請書類が揃っており、引き続きすべての農地を利用すること、耕作に必要な機械を所有しており、労働力なども問題なく面積要件も満たしていること、また高齢のため親から子へ農地を一括贈与するものであり、地域調和も支障ないことなどから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
山田委員	<p>15番山田です。確認日を2月4日、宮本委員、後藤推進委員と確認いたしました。</p> <p>場所は県道勝山線●●の三叉路があります。そこから小阪部寄りに約100メートル行ったところに●●の●、それから200メートルいったところに●●●と●●●、それから100メートルいったところに千屋大佐線の三叉路があります。それを起点に南方向に線路を渡って40メートルいったところに●●の●、その三叉路の起点から西に●●●、●●●、</p>

●●●。それから小阪部側の●●●。それから北の方へ●●●、●●●、●●●。親子関係の贈与であり、問題はないと考えます。

会 長 事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

会 長 ご意見、ご質問ございませんので、議案第6号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長 全員賛成と認め、申請の通り決定といたします。続いて議案第6号3番の議案について事務局の説明をお願いします。

吉田局長 続きますして3番でございます。現地確認を1月25日に行っております。場所は馬塚、現況地目は田1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稲、作業従事者は3名でございます。価格は記載のとおりでございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず第1号から第4号及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第6号、許可申請にかかる農地は貸人の所有農地であり、転貸には当たらないので該当はございません。第7号ですが地元耕作者へ売買するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので該当はございません。以上この所有権移転につきまして申請書類は揃っており、引き続きすべての農地を利用すること、耕作に必要な機械を所有しており、労働力なども問題なく面積要件も満たしていること、また高齢で耕作できないため地元耕作者へ売買するものであり、地域調和も支障ないことなどから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

会 長 この件について関係地区委員の説明を求めます。

眞壁委員 12番眞壁です。2月5日に泉推進委員と調査しました。

場所は馬塚●●で譲受人の家が、高梁川を挟んで正面の場所にあります。問題はないと思います。

会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第6号3番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め、申請の通り決定といたします。続きまして、議案第7号農地法第4条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。</p>
吉田局長	<p>次に第4条の申請につきまして1件申請がございました。それでは議案第7号第1番でございます。確認を1月25日に行っております。場所は新見、現況地目は畑2筆でございます。転用目的は墓地及び参道で、転用理由は現在の墓地が借地にあるため、自宅近くの申請地に移転するものです。工事期間は許可日から3か月です。この申請地は都市計画法に規定する用途地域内にある、第3種農地と考えます。現在の墓地は借地にあるため新たに自宅近くの申請地に墓地及び参道を設置するもので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、墓石移転費等工事費は記載の通りですべて自己資金でございます。以上です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
倉脇委員	<p>7番倉脇です。2月9日に眞壁委員、溝尾推進委員と3名で確認をしております。場所は●●●●を入ったところの●●●の裏手の墓の一角にあります。問題はないと思います。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第7号1番の議案に賛成の方は</p>

	<p>挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。なおいずれも面積が30a未満のため県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいでしょうか。</p> <p>(はい)</p>
会 長	<p>それでは諮問不要として許可を決定いたします。続きまして、議案第8号農地法第5条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。</p>
吉田局長	<p>次に第5条の申請につきまして1件申請がございました。それでは1番について説明いたします。現地確認を1月25日に行っております。場所は石蟹、現況地目は畑1筆でございます。転用目的は住宅及びカーポート用地です。転用理由は、借受人は現在アパート住まいですが、家族が増え手狭になったため、木造2階建て住宅とカーポートを新築するものです。契約の種類は使用貸借権の設定で、建築面積及び建ぺい率は記載のとおりで工事期間は許可日から令和3年12月31日です。この申請地は都市計画法に規定する用途地域内にある、第3種農地と考えます。また被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費と建築費は記載の通りで自己資金と借入金を利用します。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。</p>
伊達委員	<p>13番伊達です。確認は2月1日、逸見委員、三輪推進委員と私の3名行いました。場所は防災公園の西、約500メートルのところでございます。親子での使用貸借であり、問題はないと考えます。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第8号1番の議案に賛成の方は</p>

	<p>挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>賛成多数と認め、本案件は許可妥当とします。なお面積が30a未満のため県農業会議への諮問は不要となりますが、諮問不要としてよろしいか。</p> <p>(はい)</p>
会 長	<p>それでは諮問不要とし許可を決定いたします。続きまして、議案第9号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請の新規について事務局の説明をお願いします。</p>
竹村次長	<p>今回新規の貸付が4件出ております。借受人は農業従事者、農機具なども揃っており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。1番、大佐大井野、田1筆、5年の賃貸借、2番、大佐大井野、田2筆、10年の使用貸借、3番神が大佐永富、田2筆、10年の使用貸借、4番、大佐永富、田5筆、10年の賃貸借です。なお2番から4番につきましては農地中間管理事業によるものです。新規につきましては以上です。</p>
会 長	<p>新規について事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を求めます。順次お願いいたします。</p>
後藤委員	<p>確認日は2月4日に行いました。</p> <p>1番は大佐日野線を行き、鳥取県との境で、●●という集落があるんですが、その中にある農地です。2番は旧大井野小学校を手前300メートルほど行ったところに●●という集落の農地なんですが、長男の方が亡くなられてもう耕作ができないということで農協へ預けるということです。3番は、先月解約が出たところで、お父さんが亡くなって耕作ができないということで大佐中学校から約300メートル手前、●●●●とのちょうど間くらいにある集落の農地で平営農組合が耕作するということです。</p> <p>4番は同じようなところにあるんですが、この方は、市の職員で新見に住んでおり、もう耕作できないので地元の●●●●に預けるということです。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。新規についてご意見、ご質問はございませんか。</p>

	(意見、質問なし)
会 長	ご意見、ご質問ございませんので、議案第9号新規の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
会 長	全員賛成と認め、新規は決定といたします。続きまして、再設定について事務局の説明をお願いします。
竹村次長	再設定が8件出ております。いずれも今まで耕作されてきたものの継続ですので問題はないと考えます。再設定につきましては以上です。
会 長	再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足説明がありますか。
	(ありません)
会 長	補足説明はございませんようなので再設定についてご意見、ご質問はございませんか。
	(意見、質問なし)
会 長	ご意見、ご質問ございませんので、議案第9号再設定の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
会 長	全員賛成と認め再設定は決定といたします。続きまして、議案第10号現況証明にかかる現況認定について事務局の説明をお願いします。
吉田局長	それでは次に現況証明の申請につきまして5件申請がございました。まず議案第10号第1番でございます。確認を1月25日に行っております。場所は高尾、台帳地目は畑1筆です。理由は昭和50年頃から植林や雑木の繁茂により現況が山林となっているというものでございます。現地を確認した結果、申請通り原野と認められると考えます。続きまして2番でございます。確認を1月25日に行っております。場所は高尾、台帳地目は畑1筆でございます。現況地目は山林でございます。昭和50年頃から植林により山林となっているというものでございます。現地を確認した

結果、申請通り認められると考えます。続きまして3番でございます。確認を1月25日に行っております。場所は新見、台帳地目は田1筆です。昭和52年頃建物を増築した際に申請地を宅地として利用しているというものです。現地を確認した結果、申請通り認められると考えます。続きまして4番でございます。確認を2月3日に行っております。現況地目は田1筆、外用悪水路です。現況は山林です。昭和56年頃から減反政策により、耕作をやめ植林を行い山林になっているというものです。現地を確認した結果、申請通り認められると考えます。最後、5番でございます。確認を2月3日に行っております。台帳地目は田2筆、現況は原野です。山の奥の不便なところにあり既に昭和の頃から耕作をしておらず平成の初め頃からは原野の状態になっているというものです。現地を確認した結果、申請通り認められると考えます。以上です。

会長

この件について関係地区委員の説明を求めます。順次1番からお願いします。

倉脇委員

7番倉脇です。1番については2月9日に眞壁委員と溝尾推進委員と3名で確認しております。場所は高尾国司神社に向かって左手の道路沿いの土地になります。ここは言われたように一部植林により山林となっておりますあとは雑木が茂っているような状態でした。2番についても同じく2月9日に確認しております。場所は高尾の鼓橋の交差点から東手のほうに歩道がありますその裏手の土地になります。こちらも植林されている状態でした。3番についてですが3番は国道から勝山線におりたところから400m熊谷方面に走った所の左手の土地になります。宅地になっておりました。以上です

三上委員

6番三上です。確認日は2月1日、奥津忠和委員、奥津賢司委員と私で確認を行いました。場所ですが国道182号線JR市岡駅より1kmほど東城方面に行った所に●●●●という所があります。そこを右折して2kmほど入った一番奥の集落でその最初の家なんですけれどもその道路沿いに自宅がありますがそれを50mほど奥へ行ってさらに右折して200mほど上がった所です。ずっと沢伝いに沢の水を使って水路を作っておられたようですがこの方のお父さんがおられたようですが亡くなられておまして植林により無断にされていると思いますけれども水稻を作られていたんでしょうが減反で農地ではないと確認いたしました。以上です。

仲田代理

1番仲田です。確認日は1月30日、大原委員、信谷推進委員と現地のほう確認をしております。場所なんですけど国道182号●●●●から東城

方面に100mほど行きます●●●●があったんですけど●●●●のほうへ上がりましてダム砂防がありますがそれをずっと、一応市道となっておりますが林道のような道がついております。それを500m、600mぐらい上がってほとんど山頂に近い所がありました。現地のほうは山林といってもいいほどの一応原野ということで大きな木はそれほどないんですけども10cm程度の木はなんぼか生えておりました。以上です。

会 長 事務局、地区委員の説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

会 長 ご意見、ご質問ございませんので、議案第10号の1番から5番について認定に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長 全員賛成と認め、認定といたします。続きまして、議案第11号相続税・贈与税の徴収猶予に関する適格者証明願について事務局の説明をお願いします。

竹村次長 この制度は、贈与や相続によって取得された農地について、引き続き農業経営を行うことで税務署に申告をして、贈与税・相続税の納税の猶予を受けるものです。税務署の申告書には、納税猶予の適格者であるという証明を3年ごとに提出して手続きすることが必要なんですけれども、この証明に農業委員会による現状確認の書面の添付が必要となっております。農業委員会はその贈与・相続を受けた農地の現状を確認し証明するものです。今回、贈与税1件の証明願がありました。場所は新見市草間地内、田7筆、畑9筆の農地について、申請人が昭和62年に贈与者から一括贈与を受けたものです。現地確認を2月8日、神山委員、事務局により行いました。議案のとおり農地として管理され農業経営を継続されていることを証明させていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

会 長 この件について関係地区委員の説明をお願いします。

藤本委員 9番藤本です。現地を2月11日に、昨日見ました。申請通り16筆適正に管理されておりましたので別に問題はないと思っております。場所は哲西北房井倉線、井倉から草間のほうに1.5kmほど上がった所へバス停があります。

	<p>そこを右に約2kmほど行ったら●●地区という部落があります。そのちょうど中心地のほうです。お寺がありその南側、直線にして約200、300mの所で自宅の周りに固まっておりました。親から子への贈与なので別に問題はないと思いますのでよろしくご検討のほどお願いします。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第11号の認定に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め、認定と致します。続きまして、議案第12号農地の権利移動を認める別段の面積の設定について事務局の説明をお願いします。</p>
竹村次長	<p>このたび空き家バンクに登録されていた物件について申し込みがありそれに付随した農地もありましたので、別段の面積の設定を申請したものです。場所は哲西町大竹地内畑2筆、277㎡で、本市で設定している0.1a、10㎡以上に当てはまるものです。今回この案件が決定致しましたら農地法第3条が提出される予定です。以上です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
奥津(忠)委員	<p>17番奥津でございます。2月1日、三上、奥津委員と私で確認いたしました。場所は182号線東城と哲西の分かれ手前300mを左へまた約300m行った所に集会所があるんですがそこを左へ約200mぐらい行った右側に1筆とまた100m行った所に家があるんですがその家の前に1筆ございました。確認いたしました。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p>
仲田代理	<p>空き家バンクで再々出てくるんですけども実際にこれを所有者の方が住まれてない所も何か所か見受けられるんです。早くしないと屋根が落ちるといような所も買われた人がおられるんですが全然こっちで姿を見</p>

	たこともない所があるんですがその辺は追跡調査というかそういうことはされているんですかね。
竹村次長	空き家バンクが総合政策課のほうで登録されているのでうちのほうはその辺り把握はしてないんですけれども。
仲田代理	次回教えてください。
竹村次長	はい、次回また報告させていただきます。
会 長	何件か今まで出てますのでそれについてどういう状況なのか。住んでないということは畑も耕作されてないということでしょうか。他にありませんでしょうか。 (意見、質問なし)
会 長	他にはございませんようなので、議案第12号の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め、申請の通り決定と致します。10時25分まで暫時休憩といたします。 ～ 休憩 ～
会 長	それでは時間が来ましたので再開します。報告事項に入ります。農地法施行規則第29条の届について事務局の説明をお願いします。
吉田局長	それでは農地法施行規則第29条の届につきまして今回は2件ございました。1番は確認を1月25日に行っております。場所は神郷油野、現況地目は田2筆でございます。理由でございますが新たに申請地でトマトの施設栽培を行うために農作業小屋、農業用灌水設備、農業用資材置場などの農業用施設を整備するもので、整備面積は記載のとおりで200㎡未満です。工事期間は2月12日から3月31日までです。第2番は確認を2月3日に行っております。場所は西方、現況地目は田1筆でございます。理由でございますが新たに申請地に農道を設置し農作業の効率化を図るというものでございます。工事期間は2月12日から3月31日までです。以上です。

会 長	この件について、関係地区委員より報告をお願いします。
大原委員	16番大原です。1月30日、仲田委員、信谷推進委員と現地を確認しました。場所は三室のシャクナゲが自生してる案内所があるんですがその案内所の前2筆の圃場です。確認しましたら問題はなさそうでした。よろしくをお願いします。
倉脇委員	7番倉脇です。2月9日に現地を確認しております。場所は布原駅から西へ200mほど行った所になります。問題ないと思います。
会 長	ありがとうございました。続きまして令和元年9月豪雨に伴う災害時の応急措置・復旧に係る農地の形状・用途の変更について事務局の説明をお願いします。
竹村次長	今回この届出が1件出ております。これは農地法施行規則に基づいて、非常災害等により公共事業で行う復旧のための転用の場合は許可がいらなないということがありますので、このような手続きを行っております。場所は下熊谷地内、現況地目は田、変更内容は残土処理場で、変更期間は恒久となっております。以上です。
会 長	この件について関係地区委員より報告をお願いします。
谷岡委員	推進委員1番谷岡です。確認日は2月5日でした。先ほど出ました林道のもう少し上熊谷寄り、前に高速道路があるんですがあの手前です。あと残土を取り除いたら元に戻すという約束なんですが現地はもう少し上熊谷に寄った所を左に下りて旧道、これが途中で崩れてるといことかなり長いこと通行止めになっておりました。それを直すための残土をあそこに置くそうございます。費用はJRが全て払うそうございます。現地の申請は新見市がしたという話でございました。以上です。
会 長	続いて法務局照会について事務局の説明をお願いします。
吉田局長	それでは法務局照会につきまして4件ございました。1番につきまして、1番の場所は下熊谷で、確認を1月18日に行いました。登記地目は田1筆で、現況地目は宅地でございます。昭和54年頃から建物を建て宅地として利用しているというものでございます。2番の場所は法曾、確認を1月25日に行いました。登記地目は畑1筆、現況地目は原野です。平成の初め頃から原野となっているというものでございます。3番の場所も

	<p>法曹です。確認を1月25日に行いました。登記地目は畑2筆で、現況地目は原野です。同じように昭和の頃から耕作を放棄して宅地となっているというものでございます。4番の場所ですが大佐田治部、確認を11月22日に行いました。登記地目は畑2筆で、現況地目は雑種地でございます。平成の初め頃から原野になっているというものです。以上です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員より報告をお願いします。</p>
谷岡委員	<p>推進委員1番谷岡です。確認したのが赤井、眞壁委員さんと三人でいたしております。先ほど残土置き場の高速道路を挟んでちょっと右側の修理工場と言ったらいいんですか。あそこでございます。だいぶ前から建つてるといふことでこの書類が出たと思います。以上です。</p>
伊達委員	<p>13番伊達です。3件まとめて報告させていただきます。確認を1月22日、逸見委員、三輪推進委員、私の三名で確認をいたしております。ナンバー2ですけれども●●から500mの所にありました。問題はないと思いますのでよろしくをお願いします。ナンバー3ですけれども熊野総合センターから道を隔てて南へ約100mの所にあります。ここも問題ないと思います。ナンバー4ですが熊野総合センターより北に約500mの所にありました。よろしくをお願いします。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。続きまして完了届について事務局の説明をお願いします。</p>
竹村次長	<p>完了届ですが3件出ております。1番が新見地内、農地法第4条による駐車場への転用で令和3年1月15日に完了しております。2番が西方地内、農地法第4条による農業用機械置場及び農道への転用で令和2年12月25日完了となっております。3番が大佐小阪部地内、農地法第4条による墓地への転用で令和2年12月26日完了となっております。以上です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員より、確認日と補足説明があればお願いします。</p>
倉脇委員	<p>1番2番ともに2月9日に現地を確認しております。どちらも完成しておりました。</p>
宮本委員	<p>2月8日に確認に行きました。立派な墓ができておりました。</p>

会 長	ありがとうございました。続いて利用権設定中途解約について事務局の説明をお願いします。
竹村次長	利用権設定の中途解約が1件出ております。下熊谷地内、田1筆、所有権移転を行うためとの理由で3条申請を出されているところです。以上です。
会 長	この件について関係地区委員より報告をお願いします。
谷岡委員	推進委員1番谷岡です。確認日が2月5日、赤井、眞壁委員さんと三人で確認しました。一番最初に出た3条で出た件なのでよろしくお願いいたします。
会 長	ありがとうございました。続きまして日程3協議事項に入ります。事務局から何かありましたらお願いします。
小田委員	昨年から視察研修とか忘年会新年会等々計画したんですがコロナのために中止ということになりまして実は先ほどここで農政部会で審議しまして3月に予定してた研修も無理ではないかなということが決まりましたのでまたコロナがちょっと落ち着いたら時期を問わず即座に計画するというご承りいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。
竹村次長	続きまして事務局からもう1件連絡事項を申し上げます。お手元にA4の横向きの2枚綴りのA分類再生利用が可能な荒廃農地集計表というのとそれから名簿とかが綴ってある農地利用意向調査について、横長の綴りをお手元にお配りしていると思います。まず横向きのA分類再生利用が可能な荒廃農地集計表というのをご覧ください。これは皆さんが10月以降に利用状況調査をしていただいたデータを基に、まず1枚目のA分類なんですけれども農地へ再生した所、それからAからBになった所B分類への移動、それからB分類からA分類に移動してAになった所、それから転用した所、また新たにA分類が発生した所、それから前A分類で一旦は丸に保全管理とか再生された所がまた今回またAになったというような所を集計させていただきまして数値をあげさせていただいております。今回A分類が63ヘクタールほど増えております。それから2枚目なんですけれどもこちらB分類の発生ということで同じようにBからAになった所、それからAからBになった所という所とか新規発生、再発生といった所を集計いたしまして数値が出ております。今回前回から3ヘクタールほどBが増えております。ということでこれはまだ確定値ではないんですけれども

とりあえずこれで県へ報告しております。それからもう一つ皆さんが調査していただいた結果を基に調査の結果で丸からAになった筆についてこういった毎年意向調査を行っております。来週から順次送らせていただこうと思いますが名簿のほうを見ていただきたいと思いますと思うんですが最初の欄で番号の後に空欄になっている所があると思いますけれどもちょっとまだここが宛先を調べていますがまだ調べきれてない所があつて所有者の方が亡くなっていたりすると納税管理人さんを調べてここへ送付先をまた追々埋めていって発送をしたいと思います。順次送付をさせていただきますと思います。それで該当者に送らせていただくのが1枚目と2枚目利用意向調査についてというのと提出用の調査書を2枚送らせていただきます。該当になった農地の所在地番をその黒の網掛けをしてありますけれどもそこをずっと入れていってこの農地についてどのように利用されるかということをお伺いする調査です。こういった回答をしていただくかというのがその提出用の方を見ていただけたらと思います。筆毎に1番から4番を該当するところに丸をしていただくということになります。1番がこの農地について農地中間管理事業を利用します。それから2番が自ら所有権の移転または賃借権の設定を行います。利用権の設定とか所有権移転をするということです。それから3番が自ら耕作をします。4番がその他。草刈管理とか原野化しているとかというふうなことを書いていただくようになっております。これについて利用意向調査のほうについて地番だけで場所が特定できない場合とかわからないことがあったら農業委員会の事務局または地元の農業委員さんにお尋ねくださいということを書いておりますのでまた該当者の方からお尋ねがありましたら皆さんにお配りしている航空写真等で確認をしていただいてこの辺だということをお伝えいただけたらと思います。もうそれ以上わからないなということであれば事務局のほうへご連絡いただけたら回答いたしますのでよろしくお願ひします。以上です。

会 長

航空写真はあまり確実なものじゃないんですが切絵図と全然合わない所もあつたり。それからもともとの面積がどうなのか。面積もちょっと不審なところもあるので。何か意向調査についてご質問があれば。おそらく電話がかかってくるのはどこかわからない。家の番地と長屋の番地くらいはみんな覚えてるけど畑の番地まではみんな覚えておられてないのでその辺をおそらく聞いてこられるんじゃないかと思います。どうすればいいのか中間管理機構に出そうと思うんですが中間管理機構も変な所はいらなない。意向調査としては中間管理機構に出すということには。ご質問がありましたらまた事務局のほうにお電話していただきたいと思います。

それでは続いてその他ですが事務局からありますか。

高瀬主幹	<p>次回の総会のことなんですが3月12日(金)午前9時30分から、南庁舎3階大会議室同じ場所で開催をいたします。また4月は4月16日(金)を予定しております。時間は9時30分からでいかがでしょうか。</p>
会 長	<p>4月は1階になる？</p>
高瀬主幹	<p>4月はおそらくいつもの1階の部屋になると思います。次の3月はここと同じ部屋になるそうなのでお願いいたします。</p>
会 長	<p>他に皆さんからご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ないようですので閉会を仲田代理にお願いします。</p>
仲田代理	<p>(閉会挨拶)</p>
<p>(閉会時刻 午前 11 時 00 分)</p>	

令和3年 2 月 12 日作成